

平成 24 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

内 容	
議 案 番 号	承認第 4 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	平成 24 年度安城市一般会計補正予算 (第 4 号) 専決年月日 平成 24 年 11 月 16 日
	資料別添

内 容																																																																										
議 案 番 号	第 67 号議案																																																																									
議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について																																																																									
都市の低炭素化の促進に関する法律の制定等に伴うもの 25. 1. 1～																																																																										
1 低炭素建築物新築等計画の認定及び変更認定申請手数料の新設																																																																										
摘 要	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">金額（申請1件につき）</th> </tr> <tr> <th colspan="2">認定申請</th> <th colspan="2">変更認定申請</th> </tr> <tr> <th>審査を経て いる場合</th> <th>審査を経て いない場合</th> <th>審査を経て いる場合</th> <th>審査を経て いない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸建て住宅</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数(以下「申請戸数」という。)が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 1のもの</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>(2) 2以上5以下のもの</td> <td>10,300円</td> <td>74,900円</td> <td>6,200円</td> <td>38,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) 6以上のもの</td> <td>17,500円</td> <td>105,400円</td> <td>10,500円</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td>1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 1のもの</td> <td>5,200円</td> <td>37,100円</td> <td>3,200円</td> <td>19,200円</td> </tr> <tr> <td>(2) 2以上5以下のもの</td> <td>10,300円</td> <td>74,900円</td> <td>6,200円</td> <td>38,500円</td> </tr> <tr> <td>(3) 6以上のもの</td> <td>17,500円</td> <td>105,400円</td> <td>10,500円</td> <td>54,500円</td> </tr> <tr> <td>住宅以外の建築物で、延べ面積が</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 300平方メートル以内のもの</td> <td>10,300円</td> <td>261,600円</td> <td>6,200円</td> <td>131,900円</td> </tr> <tr> <td>(2) 300平方メートルを超えるもの</td> <td>29,100円</td> <td>417,100円</td> <td>17,500円</td> <td>211,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（申請1件につき）				認定申請		変更認定申請		審査を経て いる場合	審査を経て いない場合	審査を経て いる場合	審査を経て いない場合	1戸建て住宅	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数(以下「申請戸数」という。)が					(1) 1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	(2) 2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円	(3) 6以上のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が					(1) 1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円	(2) 2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円	(3) 6以上のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円	住宅以外の建築物で、延べ面積が					(1) 300平方メートル以内のもの	10,300円	261,600円	6,200円	131,900円	(2) 300平方メートルを超えるもの	29,100円	417,100円	17,500円	211,500円
	区分		金額（申請1件につき）																																																																							
			認定申請		変更認定申請																																																																					
		審査を経て いる場合	審査を経て いない場合	審査を経て いる場合	審査を経て いない場合																																																																					
	1戸建て住宅	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																					
	住戸のみについて申請するときの共同住宅等で、同時に申請する戸数(以下「申請戸数」という。)が																																																																									
	(1) 1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																					
	(2) 2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円																																																																					
	(3) 6以上のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円																																																																					
	1棟全体について申請するときの共同住宅等で、総戸数が																																																																									
(1) 1のもの	5,200円	37,100円	3,200円	19,200円																																																																						
(2) 2以上5以下のもの	10,300円	74,900円	6,200円	38,500円																																																																						
(3) 6以上のもの	17,500円	105,400円	10,500円	54,500円																																																																						
住宅以外の建築物で、延べ面積が																																																																										
(1) 300平方メートル以内のもの	10,300円	261,600円	6,200円	131,900円																																																																						
(2) 300平方メートルを超えるもの	29,100円	417,100円	17,500円	211,500円																																																																						
※ 1棟全体について申請するときの共同住宅等の手数料の額は、次の表に定める区分に応じ、それぞれ定める額を加算する。																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="4">加算する額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">認定申請</th> <th colspan="2">変更認定申請</th> </tr> <tr> <th>審査を経て いる場合</th> <th>審査を経て いない場合</th> <th>審査を経て いる場合</th> <th>審査を経て いない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共用廊下等の部分がある場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</td> <td>10,300円</td> <td>118,500円</td> <td>6,200円</td> <td>60,300円</td> </tr> <tr> <td>(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</td> <td>29,100円</td> <td>195,500円</td> <td>17,500円</td> <td>100,700円</td> </tr> <tr> <td>非住宅の部分がある場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</td> <td>10,300円</td> <td>261,600円</td> <td>6,200円</td> <td>131,900円</td> </tr> <tr> <td>(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの</td> <td>29,100円</td> <td>417,100円</td> <td>17,500円</td> <td>211,500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	加算する額				認定申請		変更認定申請		審査を経て いる場合	審査を経て いない場合	審査を経て いる場合	審査を経て いない場合	共用廊下等の部分がある場合					(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	118,500円	6,200円	60,300円	(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,100円	195,500円	17,500円	100,700円	非住宅の部分がある場合					(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	261,600円	6,200円	131,900円	(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,100円	417,100円	17,500円	211,500円																															
区分		加算する額																																																																								
		認定申請		変更認定申請																																																																						
	審査を経て いる場合	審査を経て いない場合	審査を経て いる場合	審査を経て いない場合																																																																						
共用廊下等の部分がある場合																																																																										
(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	118,500円	6,200円	60,300円																																																																						
(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,100円	195,500円	17,500円	100,700円																																																																						
非住宅の部分がある場合																																																																										
(1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,300円	261,600円	6,200円	131,900円																																																																						
(2) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	29,100円	417,100円	17,500円	211,500円																																																																						
※ 審査とは、市長が定める審査機関の審査をいう。																																																																										
2 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料の新設																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額（1戸につき）</th> </tr> <tr> <th>登録住宅性能評価機関の審査を経ている場合</th> <th>登録住宅性能評価機関の審査を経ていない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1戸建て住宅</td> <td>4,000円</td> <td>25,300円</td> </tr> <tr> <td>1棟の総戸数が5以下の共同住宅等</td> <td>8,000円を申請戸数で除して得た額</td> <td>59,200円を申請戸数で除して得た額</td> </tr> <tr> <td>1棟の総戸数が6以上の共同住宅等</td> <td>13,900円を申請戸数で除して得た額</td> <td>94,800円を申請戸数で除して得た額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額（1戸につき）		登録住宅性能評価機関の審査を経ている場合	登録住宅性能評価機関の審査を経ていない場合	1戸建て住宅	4,000円	25,300円	1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	8,000円を申請戸数で除して得た額	59,200円を申請戸数で除して得た額	1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	13,900円を申請戸数で除して得た額	94,800円を申請戸数で除して得た額																																																												
区分		金額（1戸につき）																																																																								
	登録住宅性能評価機関の審査を経ている場合	登録住宅性能評価機関の審査を経ていない場合																																																																								
1戸建て住宅	4,000円	25,300円																																																																								
1棟の総戸数が5以下の共同住宅等	8,000円を申請戸数で除して得た額	59,200円を申請戸数で除して得た額																																																																								
1棟の総戸数が6以上の共同住宅等	13,900円を申請戸数で除して得た額	94,800円を申請戸数で除して得た額																																																																								

内 容	
議 案 番 号	第 68 号議案
議 案 名	安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定 について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴うもの</p> <p>市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格の基準が、環境省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p>
議 案 番 号	第 69 号議案
議 案 名	安城市有料駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて
摘 要	<p>桜井駅駐車場の新設及び安城駅西駐車場の運用形態の見直しに伴うもの</p> <p style="text-align: right;">1 - 25. 1. 1～ 2 - 規則で定める日～</p> <p>1 自動車駐車場の新設  名 称 桜井駅駐車場  位 置 安城市桜井町新田 1 9 番地 1 8  供用時間 午前 0 時から午後 1 2 時まで  駐車料金 1 年につき (1 台) 5 2, 5 0 0 円 (タクシーに限る。)</p> <p>2 安城駅西駐車場 (西棟) の運用形態の見直し  (1) 車両の出入りのできる時間の拡大  午前 6 時から午後 1 0 時まで → 午前 0 時から午後 1 2 時まで (2 4 時間)  (2) 定期駐車料金の改定  全日 (午前 0 時から午後 1 2 時まで)  1 月につき (1 台) 6, 3 0 0 円 → 8, 4 0 0 円  昼間 (午前 6 時から午後 1 0 時まで)  1 月につき (1 台) 5, 2 5 0 円 → 6, 3 0 0 円</p>
議 案 番 号	第 70 号議案
議 案 名	安城市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の改正に伴うもの</p> <p style="text-align: right;">公布の日～</p> <p>公共下水道の構造の技術上の基準が、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p>

内 容	
議 案 番 号	第 71 号議案
議 案 名	安城市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに付置される補助標識の寸法が、内閣府令・国土交通省令を参酌して条例で定めることとされたため、これらの寸法を定めるもの</p>
議 案 番 号	第 72 号議案
議 案 名	安城市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
摘 要	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による河川法の改正に伴うもの 公布の日～</p> <p>準用河川に設置される河川管理施設等の構造について河川管理上必要とされる技術的基準が、政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、当該基準を定めるもの</p>
議 案 番 号	第 73 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市一般会計補正予算（第 5 号）について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 74 号議案 ～ 第 78 号議案
議 案 名	平成 2 4 年度安城市特別会計補正予算について
摘 要	<p>国民健康保険事業（第 1 号） 下水道事業（第 1 号） 安城北部土地区画整理事業（第 2 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 1 号） 介護保険事業（第 2 号）の 5 会計</p> <p>資料別添</p>

内 容	
議 案 番 号	第 79 号議案
議 案 名	工事請負契約の締結について
摘 要	<p>ゆたか保育園園舎改築主体工事</p> <p>場 所 安城市古井町地内</p> <p>概 要 構造 鉄筋コンクリート造</p> <p>面積 1階 951.71㎡ 2階 843.52㎡ 計 1,795.23㎡</p> <p>内 容 保育室 9 遊戯室 給食・調理室 事務室ほか</p> <p>契 約 金 額 329,385,000 円</p> <p>契約の相手方 安城市赤松町北新屋敷83番地1 檜建設株式会社 代表取締役社長 安 藤 毅</p> <p>契約の方法 総合評価方式による条件付一般競争入札</p> <p>工 期 契約締結日の翌日～平成26年1月15日</p>
議 案 番 号	第 80 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	<p>安城市安祥福祉センター及び安城市安祥児童センターの指定管理者として社会福祉法人安城市社会福祉協議会を指定する（平成25年4月1日～平成26年3月31日）。</p>
議 案 番 号	第 81 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	<p>安城市民交流センターの指定管理者としてサンエイ株式会社を指定する（平成25年4月1日～平成30年3月31日）。</p>

内 容	
議 案 番 号	第 82 号議案
議 案 名	土地改良事業に伴う字の区域の変更について
摘 要	<p>非補助土地改良非融資事業和泉東端地区の施行に伴うもの</p> <p>1 東端町用地に編入する区域 東端町東大坪の一部 東端町北大坪の一部 東端町東荒子の一部</p> <p>2 東端町北大坪に編入する区域 東端町東大坪の一部 東端町東荒子の一部 東端町北荒子の一部 東端町用地の一部</p>
議 案 番 号	報告第 16 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 70,165円</p> <p>2 事故内容 (1) 発生日時 平成24年9月18日 午前10時ごろ (2) 発生場所 安城市横山町地内 (3) 経 過 上記地内の安城警察署の駐車場において、公用車から降りようとしたところ、強風にドアがあおられ、隣に駐車中の相手方車両に接触したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 左前部のドアの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市100% 相手方0%</p> <p>5 専決年月日 平成24年10月25日</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第 17 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	健康診断業務に係る事故による損害賠償の額の決定及び和解
	1 損害賠償額 4, 130円
	2 事故内容
	(1) 発生日時 平成24年9月18日 午前9時ごろ
	(2) 発生場所 安城市横山町地内
	(3) 経 過 上記地内の安城市保健センターにおいて、採血した相手方が、痛みとしびれにより、後日他の医療機関において、診察を受けたもの
3 相手方の損害の程度 左腕の疼痛及びしびれ	
4 過失割合 安城市100% 相手方0%	
5 専決年月日 平成24年11月13日	
議 案 番 号	諮問第 3 号
議 案 名	人権擁護委員の推薦について
摘 要	委員 加藤元恵の任期満了（平成25年3月31日）に伴う後任の推薦
	<p>人権擁護委員  任期 3年  委員数 8人  要件 本市議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のあるもの（社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等）又は弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、若しくはこれを支持する団体の構成員</p>

内 容	
議 案 番 号	報告第 18 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 353,364円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成24年8月20日 午後1時30分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市東栄町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、走行中の公用車が、前方を走行中で店舗に入るため左折した相手方車両に追突したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 左後部のドアの損傷</p> <p>4 過失割合 安城市90% 相手方10%</p> <p>5 専決年月日 平成24年12月10日</p>